

三鷹市小額契約受注希望者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市が発注する小額な契約について、その受注を希望する市内事業者のリストを作成することにより、受注機会を拡大し、もって市内事業者の育成及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 この要綱に基づく発注の対象となる契約は、三鷹市契約事務規則（昭和39年三鷹市規則第14号）第70条の2に規定する課において行う契約とする。

(登録の要件)

第3条 この制度に登録できる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 三鷹市に本社の法人登記がある法人又は個人事業者で三鷹市に住民登録があり三鷹市内において事業を営む者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる競争入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）でないこと。
- (5) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年2月4日付け24三総契第348号）第3条第1項各号のいずれにも該当していないこと。

(登録の申請等)

第4条 登録を希望する者は、三鷹市小額契約受注希望者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記簿謄本、商号を用いる個人にあつては商号登記簿謄本、商号を用いない個人にあつては身分証明書
- (2) 印鑑証明書
- (3) 法人にあつては法人市民税納税証明書、個人にあつては市民税納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、登録の承認の可否を決定し、三鷹市小額契約受注希望者登録審査結果通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するとともに、登録の承認をした者を三鷹市小額契約受注希望者登録リスト（以下「リスト」という。）に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、市長が前条第1項の規定による申請を受け付ける

期間として指定する期間（以下「申請期間」という。）に同項の申請を行い、登録を承認された者については、申請期間の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

- 2 申請期間の末日の翌日から前項に規定する登録の有効期間の末日まで（市長が別に定める期間を除く。）に申請を行い、登録を承認された者についての登録の有効期間は、登録を承認された日から前項に規定する登録の有効期間の末日までとする。

（登録の継続申請等）

第6条 登録を承認された者で前条第1項又は第2項の登録の有効期間以降も登録の継続を希望するものは、市長が登録の継続申請を受け付ける期間として指定する期間（以下「継続申請期間」という。）に、三鷹市小額契約受注希望者登録継続申請書（様式第3号）に第4条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるときは、同項第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、登録継続の承認の可否を決定し、三鷹市小額契約受注希望者登録継続審査結果通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するとともに、登録継続の承認をした者をリストに登録するものとする。

- 3 前項の規定により登録の継続を承認された者の登録の有効期間は、継続申請期間の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

（登録の変更）

第7条 第4条第2項又は前条第2項の規定によりリストに登録された者（以下「リスト登録者」という。）は、第4条第1項又は前条第1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、その事項について三鷹市小額契約受注希望者登録変更届（様式第5号）に必要な応じて変更後の内容を証するものを添えて遅滞なく市長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第8条 リスト登録者は、登録の抹消を希望するときは、三鷹市小額契約受注希望者登録抹消届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定によりリスト登録者から届出があったとき、又はリスト登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該リスト登録者の登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する登録要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により登録の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録を不相当と認めるとき。

（リストの取扱い）

第9条 リストは、第2条に規定する契約に係る事業者の選定の資料とする。

2 前項の規定は、入札参加資格者を第2条に規定する契約に係る事業者として選定することを妨げるものではない。

3 リストは、市内事業者の育成及び地域経済の活性化を図るため、一般の閲覧に供することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に際し必要な準備行為については、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に際し必要な準備行為については、この要綱の施行日前においても行うことができる。